

令和元年12月吉日

お客さま各位

興能信用金庫

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を踏まえた
預金規定の改正について

平素は興能信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は平成31年2月に金融庁から公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和2年1月1日より預金規定を改正致します。

規定改正後は、お取引の内容や状況に応じてお客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を再度確認させていただく場合があります。

また、在留カードをお持ちのお客さまにつきましては、新規口座開設時に在留期間や在留資格等を確認させていただいておりますが、すでにお取引のあるお客さまにつきましても、在留期間や在留資格等を更新された場合は、更新された新たな在留カードを当金庫へご提示願います。

当金庫が求める確認や資料のご提出について、ご対応いただけない場合には、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございます。

また、当金庫が確認した情報や資料の内容によっては、お取引の全部または一部を制限させていただく場合がございます。

1. 改正する預金規定集

- (1) 流動性預金規定集（普通預金、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金、総合口座）
- (2) 定期性預金規定集（定期預金、積立定期預金、定期積金、財形預金）

2. 開始時期

令和2年1月1日（水）



3. 主な改正内容（流動性預金規定）

(1) 共通取引規定第1条（届出事項の変更、通帳の再発行等）の追加・変更

新	旧
<p>1. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、<u>在留期限</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法</u>によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 通帳または印章を失った場合この預金の払戻し、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(3) この通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫店頭に表示する手数料をいただきます。</p> <p><u>(4) 預金口座の開設の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。本項により当金庫が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当金庫所定の方法により届けてください。</u></p>	<p>1. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面</u>によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 通帳または印章を失った場合この預金の払戻し、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(3) この通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫店頭に表示する手数料をいただきます。</p>

(2) 共通取引規定第7条（取引の制限等）の新設

新	旧
<p><u>7. (取引等の制限)</u></p> <p><u>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のお</u></p>	

<p><u>それがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p>	
--	--

3. 共通取引規定第8条（解約等）の新設

新	旧
<p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとしてします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第5条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合</p> <p><u>④ 法令で定める本人確認等における確認事項または第7条第1項もしくは第2項にもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが判明した場合</u></p> <p><u>⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合</u></p>	<p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとしてします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第5条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合</p>

※定期性預金規定の内容についても条文付番の相違はあれど、内容には相違ございません。